

審査基準

令和8年4月1日作成

法 令 名：道路交通法
根 拠 条 項：第51条の13第1項
処 分 概 要：駐車監視員資格者証の交付
原権者(委任先)：北海道公安委員会(各方面公安委員会)
<p>法令の定め：</p> <p>道路交通法第114条(方面公安委員会への権限の委任)</p> <p>道路交通法施行令第44条(権限の委任)</p> <p>確認事務の委託の手續等に関する規則第11条(駐車監視員資格者証の交付の申請)</p>
<p>審査基準：</p> <p>道路交通法第51条の13第1項第1号のいずれかに該当し、かつ、同項第2号のいずれにも該当しないときには、駐車監視員資格者証の交付を行う。</p> <p>道路交通法第51条の8第3項第2号ハに該当する者とは、具体的には、犯歴及びその内容、暴力団等の関係等から判断して集団的又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがあると認められる者をいう。</p> <p>(注1) 暴力団とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に掲げるものをいう。</p> <p>(注2) 暴力的不法行為等とは、確認事務の委託の手續等に関する規則第3条に掲げるものをいう。</p>
標準処理期間：30日
申請先：申請書は、交付を希望する方面管内の警察署の交通課(係)に提出してください。
<p>問合せ先：</p> <p>北海道警察本部交通指導課駐車対策センター違法駐車対策第一係(電話 011-251-0110)</p> <p>交付を希望する方面管内の方面本部交通課企画・指導係</p> <p>(管轄が函館方面の場合(電話 0138-31-0110))</p> <p>(管轄が旭川方面の場合(電話 0166-35-0110))</p> <p>(管轄が釧路方面の場合(電話 0154-25-0110))</p> <p>(管轄が北見方面の場合(電話 0157-24-0110))</p>
備考：